

入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

2-3 随意契約

工 事 名	令和6年度経済産業省別館受変電設備蓄電池更新工事
工 事 場 所	東京都千代田区霞が関1-3-1
工 事 種 別	電気工事
工 事 概 要	本省別館に設置されている受変電設備の蓄電池の更新
工 事 期 間	令和6年8月9日～令和7年3月28日
契約の相手方 及 び 住 所	(株)明電エンジニアリング 東京都品川区大崎五丁目5番5号
契 約 年 月 日	令和6年8月9日
契 約 金 額	6,490,000円(税込み)
予 定 価 格	非公表
随意契約理由	経済産業省の庁舎内にも整備されている受変電設備は、停電時に自動的に自家発電運転に切り替わり、非常照明・誘導灯、消火ポンプ、自動火災報知設備機器、非常用エレベータ等の「防災用負荷」、照明器具、通信機器、情報処理機器、業務継続に必要なコンセント等の「停電時に保安上、業務上、建物管理上必要な負荷等」に非常用電源を供給している。 今般、この受変電設備の直流電源については設置後10年以上が経過したため、劣化が著しく、停電時・災害時に自家発電設備回路に確実に切り替わる状態を維持する必要がある。 受変電設備は、当初設備を製造した製造者独自の機構や制御を用いて運用されていることから、蓄電池の交換にあたり、製造時と同一の製造者が必要な整備及びその後の維持管理を適切に行い、総合的な試験調整が可能となるように実施する必要がある。今までの改修においても製造時と同一の製造者が実施し、受変電設備の機能維持及び維持管理を、責任を持って実施している。 他メーカーが本設備の改修を行った場合、受変電設備について必要な保守を行う事が出来なくなるおそれがある。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の随意契約を株式会社明電エンジニアリングと行うこととする。